

## 中学校論を

佐々木 享

中学校とはいかなる学校なのか、中学校教育はいかにあるべきかという問題は、ここ数年來の教育問題の焦点のひとつになっている。この問題は、もちろん、現代の中学生をどう理解するかという問題と重なり合い、かわりあう面をもっているが、学制改革論との関連では、独自の領域を形成するものとして位置づける必要がある。

ここでは、「戦後日本の教育科学研究における新制中学校論の欠如ないし弱さ」(小川利夫「いわゆる進路指導問題について(下)」『教育』一九六五年三月号、八七頁。同『青年期教育の思想と構造』一九七八年、四四頁、傍点は原文)を念頭におきながら、中学校教育の位置づけを検討するための二、三の問題に言及したい。(ちなみにいえば、日教組が委嘱したいわゆる第一次の教育制度検討委員会の報告書

も、中学校教育をとりたてて論じてはいなかった。)

一 中学校が創出された戦後教育改革の原点にさかのぼってみると、新しい学校体制において中学校をどう位置づけるかという問題は、重要な課題として提起され、解決されないまま残されてきたことがわかる。

一九四六年六月に政府が帝国議会に提出した大日本帝国憲法改正案Ⅱ(日本国憲法草案の教育条項(第二四条)の第二項は、「すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ」となっていた。この草案を提出した時期、政府にはまだ大規模な、抜本的な学制改革構想はなかったといわれている。それはしばらくおくとしても、この草案にしたがえば、かりに義務教育年限

が延長されて九年になったとしても、延長された三年の部分は初等教育であり、そこに学ぶ者は児童と呼ばれることになるはずであった。実際、文部省はこの点について、「初等教育の年限を六年にするか八年にするか、または九年にするかは、近く設けられる教育刷新委員会で十分審議する」ことにしている、と伝えられていた(『朝日新聞』六月二日付)。八月二二日付の、つまり憲法草案の教育条項の修正が衆議院で成立する直前の段階で文部省学校教育局が準備していた「学校教育法要綱案」(春山順之輔旧蔵文書、辻田力旧蔵文書)が六・三・三制を構想しながら、その学校名を小学校・下級中学校・上級中等学校と書きわけていたこと(傍点は引用者)にも、右の事情が反映していたのではないかとおもわれる。

ところで憲法草案の右の教育条項については、修正を要求する多数の陳情があり、中等教育の拡充を要求する青年学校関係者を中心とした運動のなから送り込まれた代議士の熱心な修正要求が出された。これを受けて衆議院において修正が行なわれた結果、今日見るような条文が成立した。この運動や修正の経過については赤塚康雄『新制中学校成立史研究』(一九七八年、明治図書)にくわしいのでここではたち入らないが、中等教育の拡充に道を開いた憲法の教育条項が、政府のいわばおしきせではなく、下からの修正要求の結果実現したものである

ことを確認しておくことは必要である。

ところで、学制改革構想を練りあげる教刷委の審議過程をたどってみると、創出されるべき学校体系に占める中学校の位置づけは、終始一貫したものではなかったようにおもわれる。たとえば堀尾輝久は、憲法に謳いあげられた「普通教育」をどう理解し、それを学校体系のなかにどう位置づけるかをめぐって教刷委の議論がさまざまに展開したことを明らかにしている(山住正己・堀尾輝久『教育理念——戦後日本の教育改革・2』一九七六年、東京大学出版会、四〇六〜四一八頁)が、それによると、単一の結論が出されていたようにはおもえない。はっきりしていることの一つは、教刷委が、中学校をもって完成教育とみなすという憲議過程の一時期にみられた考え方を乗り越えて、普通教育を抜本的に拡充する道をさまざまな角度から追及したことである。こうして、教刷委が総会の採決にかけてまで実施しようとしたことの一つは、高等学校全日制に進学しない者にたいして、一八歳までの間、定時制高校に一定時間就学させることを義務化する構想であった。この構想は、新学制の創設をめざす教刷委の建議の一項として盛り込まれた。

一九四六年一月二八日付の「学校教育法案要綱」(春山順之輔旧蔵文書、辻田力旧蔵文書)が全日制高校に進学しない者の保護者とその子女を一八歳まで定時制高校

に毎週一定時間就学させる義務を課すとしていたこと、同じ一月二九日付の「教育基本法要綱案」が「国民は、その保護する子女に、満六歳より満十八歳まで、十二年の普通教育を受けさせる義務を負うこと」としていたことは、右の教刷委の意向をうけとめたものであったとおもわれる。しかし、一月一五日付の学校教育法案では右の条項は消え、同日付の教育基本法案では「満六歳より満一五歳まで九ヶ年の」と修正される。一二年普通教育義務化構想はこうして陽の目をみることはなかった。

## 二

一二年制普通教育義務化案は教育基本法案と学校教育法案から消えたが、帝国議会における両法案の審議経過を調べてみると、これが消えたことよって教刷委の審議・建議以来の問題がkantんに結着したわけではなかったことがわかる。たとえば、結果からいえば否決されたが、国民協同党が三月一八日の衆議院教育基本法特別委員会に提出した教育基本法案の修正案のなかに、「義務教育を、満六歳から満十八歳まで十二年に延長するようできるだけ早く措置すること。但し、定時制高校のみに限る」という一項がふくまれていたことは、この問題に関して根深い要求があったことを教えている。

法案の原案を提出した文教当局者も、一二年制普通教育義務化案をkantんに捨てたわけではなかった。たとえば、議会での答弁のなかで政府委員は、私が気づいた限りでも三度にわたって、いまは不可能だが事情が許すようになれば、高等学校（あるいは一八歳）までは義務教育にしたいのだと発言している。学校教育法案の学校体系は、こうしたみとおしを背景にもちながら、義務教育は当面は九カ年に限らざるを得ないのだという構造になっていたから、そこにおける中学校の位置づけが不安定な要素をふくむことは避け難かった。「中等学校と小学校と、両方で初めて完成教育になるのですか」という質問にたいして、「厳密な意味では完成教育とは考へられないのであります、方々で色々要求もありますように、若しも日本の財政経済状態、一般の社会状態が許すならば、高等学校迄義務教育と致したいと云ふやうな希望も持つて居りますが、現在の所ではそれは不可能でありますので、中等学校を以て一応公民に必要な普通教育を完成させる方針で居ります」と答えているのもそれである。（三月二四日貴族院教育基本法案特別委員会。文脈からして、ここでの「中等学校」が「中学校」をさしていることは明らかであるが、質問者も答弁者も、「中学校」を「中等学校」と称していることは興味深い。）また政府委員は、「一貫性を求めますと、普通教育と云ふ点で一貫性がございます

ので、小学校の場合は初等普通教育、中学校は中等の普通教育、それから高等学校は高等普通教育と云ふ点に一貫性を持たせてある積りであります」「先程申しましたやうに、若し出来るならば十八歳位迄義務教育にしたならばいい、併しそれは今の処、到底さう云ふことは出来ませぬので、普通教育も中学の所で一応義務教育としては打切る、高等普通教育の場合は、普通教育の基礎の上に専門的な教育を加えて行ひたい、さう云ふ点で少し宛違つて来て居ります」とも発言している(三月二四日同上)。

これらのことばからすると、中学校をどう位置づけるかという問題は、「厳密な意味では」後の課題として残されたことができるようにおもわれる。さしあつて、四七年からつくり出される中学校をどう位置づけるかという点に関しては、学校教育法原案が省内でほぼ固まつた頃でもある二月一七日付の通牒とともに配布された『新学校制度実施準備の案内』にふくまれたつぎの文章が示唆的である。

「小学校と中学校とが両方とも義務教育であるため密接な関係を持たねばならない以上に、中学校と高等学校については、共に青年期の教育である点から一層連絡が重要視されるのである」

### 三

法律というものは、いったん制定・施行されると、立法者意志とは相対的には独立して、それ自身の条文に即して独自に機能するようになる。中学校の位置づけについていえば、一二年制普通教育を義務化するという条文が存在しない構造のなかで、換言すれば小学校と中学校への就学義務(正確には一五歳までの就学義務)だけが課されている構造のなかで定められることになった。ここから、学校教育法が中学校の目的として掲げた「中等普通教育」という、教育法令や教育学上前例のないことばの意味がわかりにくいという問題もうまれてくる。この点に関していえば、天城勲の提唱(有倉達吉・天城勲『教育関係法I』一九五八年、日本評論新社、一五五頁)以来、文部省の役人の著書等で通説であるかの如く扱われている「中学校の中等普通教育には義務教育の完成を意味する内容がある」という解釈は、「共に青年期の教育である」中学校と高等学校を故意に分断するだけでなく、戦後改革の残した課題——それは今日の課題でもある——をあいまいにする役割を果たしている、ということを指摘することは必要である。

(名古屋大学、教科研常任委員)